

第 5 次愛知県環境基本計画の基本的な方向性（素案）

◎第 4 次愛知県環境基本計画（2014 年 5 月策定）

- 1 計画の位置付け
県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもの。
- 2 計画の期間
2030 年の愛知の環境のあるべき姿を環境保全の目標として示した上で、その実現に向けて 2020 年度までに取り組むべき施策の方向を提示。
- 3 計画の目標
県民みんなで未来へつなぐ「環境首都あいち」
〔「環境と経済の調和のとれたあいち」、「安全で快適に暮らせるあいち」、「県民みんなが行動するあいち」の 3 つのあいちを基調とした地域づくりを進める〕
- 4 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方
○「安全・安心の確保」を最優先
○分野横断的・総合的な施策の展開
○環境首都あいちを支える担い手の育成「人づくり」の推進
○多様な主体間の連携・協働による施策の展開
- 5 施策展開における「主要目標」
基本的な数値目標を「主要目標」として位置付け
- 6 環境施策の方向
3 つのあいちについて、「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」に向けた 4 つの取組分野ごとに方向性を示し、具体的な取組を推進。
総合的な施策推進に向けて、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」を推進。
- 7 計画の推進・進行管理
「あいち環境づくり推進協議会」（県民・事業者・NPO・行政で構成）、「環境基本計画推進市町村会議」及び「愛知県環境対策推進会議」（県庁各部署で構成）、隣接県との広域連携や国際的な環境協力の推進を通じて、計画を推進する。



◎第 5 次環境基本計画の改定の方向

- 1 計画の位置付け
第 4 次計画と同様
- 2 計画の期間
2040 年頃までの長期を展望し、環境保全の目標として示した上で、その実現に向けて 2030 年度までに取り組むべき施策の方向を提示。必要に応じて見直しを実施。
- 3 計画の目標
SDGs 達成に貢献する「環境首都あいち」（仮）
〔SDGs の達成に大きく貢献し、環境・経済・社会が統合的に向上しているあいちを目指す〕
- 4 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方
第 4 次計画の考え方を維持しながら、SDGs の達成を加速する。
○複数の課題の統合的解決
○新たな課題への的確な対応
○「行動する人づくり」の推進
○連携・協働による施策の展開
- 5 環境施策の方向
SDGs の達成を加速すべく、「地球温暖化対策」、「自然との共生」、「資源循環」、「安全・安心の確保」の各取組分野について、新たな課題への対応も含め取り組むとともに、SDGs を理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進。
・複数の課題（経済・社会分野を含む）を統合的に解決する施策を重視して推進。
・施策の展開による効果を検証するための指標（数値目標）を設定。
- 6 計画の推進・進行管理
第 4 次計画と同様に「あいち環境づくり推進協議会」、「環境基本計画推進市町村会議」及び「愛知県環境対策推進会議」、隣接県との広域連携や国際的な環境協力の推進を通じて、計画を推進する。

今回の検討事項

1 計画の期間

現在策定中の県の総合計画「次期あいちビジョン」では、「リニアの全線開業が想定される2040年頃の社会経済を展望し、2030年度までに取り組むべき重点政策の方向を示す」としており、本環境基本計画においても同様に、2040年頃までの長期を展望し、環境保全の目標を示した上で、2030年度までに取り組むべき施策の方向を提示する。

また、社会経済情勢や環境を取り巻く変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

2 計画の目標

SDGs達成に貢献する「環境首都あいち」(仮)

<目指すべき姿>

日本一のモノづくり県だからこそ、環境分野でもトップランナーであるべきという考えのもと、「環境首都あいち」として、持続可能な社会づくりの国際目標であるSDGsの達成に大きく貢献し、環境・経済・社会が統合的に向上している。

環境基本計画では、環境面からアプローチするため、「経済と社会」の融合を考慮しつつ、「環境と経済」、「環境と社会」の融合を目指す。

○環境と経済の融合

工場の生産工程等において省エネ、省資源対策が進んでいるなど経済活動に環境配慮が織り込まれ、環境対応が企業の競争力強化となり市場規模が拡大している。地球温暖化対策や廃棄物処理・資源循環の推進などといった環境課題を危機(ピンチ)ではなく、好機(チャンス)として捉え、気候変動適応ビジネスや循環ビジネスといった環境ビジネスが拡大するなど経済が成長しているあいち。

○環境と社会の融合

県民一人一人が環境に配慮し、健康で心豊かなライフスタイルを実践するとともに、多様な主体が連携して環境保全活動に取り組んでいる。また、気候変動により増大する自然災害リスクなどに対応するとともに、循環資源、再生可能資源、自然資本等の地域資源を有効に活用し、環境で地域雇用が創出され、農山漁村と都市が交流するなど地域が活性化している魅力あるあいち。

3 目標実現に向けた環境施策展開の考え方

第4次愛知県環境基本計画の考え方を維持しながら、SDGsの達成を加速する。

○複数の課題の統合的解決

1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットや、一見すると両立が困難であり、トレードオフの関係にあると思われる課題を「どちらか」ではなく、Win-Winの発想で「どちらも」を追求することで、特定の施策が複数の異なる課題(経済・社会分野を含む)をも統合的に解決するよう施策を展開する。

○新たな課題への的確な対応

新たな課題に対して、上記「複数の課題の統合的解決」も踏まえ、的確かつ迅速に対応する。

(例)・気候変動への適応

温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」を農林水産、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康など各分野において促進する。

・プラスチックごみ問題

海洋プラスチックごみ問題及び外国政府による使用済みプラスチックの輸入規制に対応するため、使い捨てプラスチックの使用削減や、廃プラスチック類のリサイクル体制の整備を促進する。

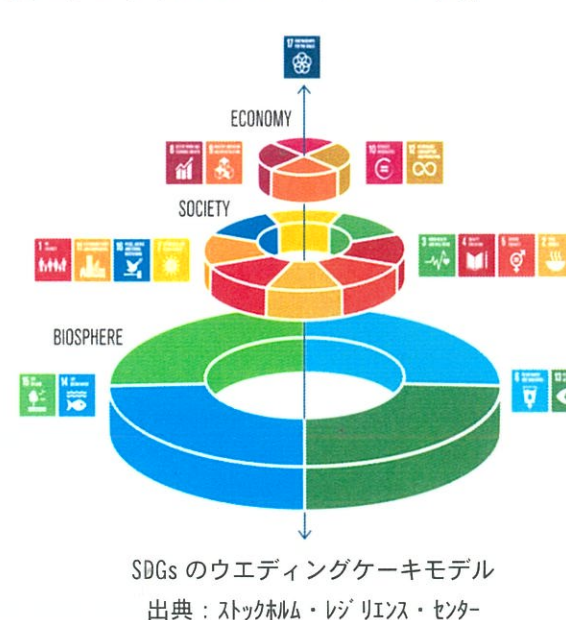
○「行動する人づくり」の推進

環境問題は人間の社会経済活動に起因していることから、環境問題を自分事として捉え、県民や事業者が日常生活や事業活動において、意識しなくても環境に配慮した行動ができるよう「人づくり」を進める。

○連携・協働による施策の展開

あらゆるステークホルダーが参画する「全員参加型」のパートナーシップの促進に向け、県民、事業者、NPOなど多様な主体や世代間が連携・協働した取組や、隣接県との広域連携、国際的な環境協力を進める。

【参考となるSDGsイメージ図】



環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



資料：環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」より環境省作成

4 環境施策の方向

「地球温暖化対策」等の各取組分野の施策の方向性、各取組分野の関連性と経済・社会との関わりについて、次ページ以降に整理。

各取組分野の施策の方向性（案）

地球温暖化対策

最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、「地球温暖化対策計画書制度」を活用した事業者の自主的な取組や、「あいちクールチョイス」県民運動の展開による県民一人ひとりのエコライフへの転換などを通じて、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギー等の導入拡大を積極的に進めていく。

FCVを始めとする次世代自動車の普及拡大を進めるとともに、再生可能エネルギー由来の低炭素水素の利活用の拡大を図っていく。

また、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応策を促進する。

自然との共生

愛知目標の達成に向けて取り組んできた「生態系ネットワークの形成」と「あいちミティゲーション」をさらに発展・確立し、学生、企業、NPO等による様々な自然環境保全活動を促進していく。

ヒアリを始めとした侵略的外来種の早期防除や、個体数の増加により生態系や農林業に深刻な被害を与えているニホンジカ、イノシシなど有害鳥獣の対策を強化していく。

生物多様性を様々な社会経済活動の中に組み込む「生物多様性の主流化」に向けた取組を進めていく。

資源循環

未利用資源・エネルギーの有効活用やリサイクルを通じて、資源の地域内の循環はもとより、各地域の特長を併せ持つ、より広域的な循環にもつなげていく重層的な「循環の環」の構築（「地域循環圏」）を県内各地に展開していく。

また、プラスチックごみ問題（海洋プラスチックごみ問題、外国政府による使用済みプラスチックの輸入規制）や食品ロスといった近年顕在化している課題への対応を含め、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組、廃棄物の適正処理を一層進めていく。

安全・安心の確保

人の健康や生活を守り、県民が安全で安心して暮らせる社会の前提となる、大気汚染や水質汚濁などへの対策を着実に進める。

建築物中のアスベストや無害化処理が完了していないPCBといった負の遺産への対応、環境基準達成率の低い光化学オキダントや閉鎖性水域である伊勢湾、三河湾のCODの改善に取り組んでいく。

また、近年多発している自然災害等に対応した災害廃棄物の処理体制の強化や有害物質による環境汚染の監視体制を徹底していく。

行動する人づくり

持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を進めるため、多様な主体や世代間が連携・協働した取組を一層強化していく。県民一人一人がSDGsを理解、認識し、具体的な行動を実践する担い手となるようSDGsの理念を浸透させていく。

環境

地球温暖化対策

- 1 徹底した省エネルギーの促進
- 2 再生可能エネルギー等の導入拡大の促進
- 3 次世代自動車の普及拡大
- 4 低炭素水素の利活用拡大
- 5 温室効果ガスの吸収源対策の推進
- 6 気候変動への適応策の普及促進



主な関連性：
 ・森林保全による温室効果ガス吸収源の確保
 ・バイオマス由来の発電によるエネルギー創出
 ・太陽光発電や風力発電の設置と自然環境保全の両立
 ・適応策による生態系の保全

主な関連性：
 ・廃棄物の減量による焼却時の温室効果ガスの削減
 ・廃棄物由来の発電によるエネルギー創出
 ・太陽光発電の普及と設備廃棄に係る処理体制の構築

経済

経済との関わり：
 地 省エネルギーによる経費削減に伴う収益向上
 地 再生可能エネルギー、蓄電池関連の市場規模拡大、気候変動適応ビジネスの拡大
 自 豊かな自然による農林水産業、グリーンツーリズム等の振興
 自 有害鳥獣による農林産物への被害の軽減、捕獲した有害鳥獣をジビエとして活用
 資 循環ビジネスの創出、プラスチック代替製品の市場規模拡大
 資 ごみ削減による廃棄物処理費用の社会負担軽減
 安 きれいな海水浴場等による集客増加
 安 赤潮の減少などによる水産資源の保護
 など

・環境ビジネスの創出による雇用促進・地域活性化
 ・環境保全意識の向上による環境ビジネスの後押し

社会

社会との関わり：
 地 再生可能エネルギーや次世代自動車の活用による非常用電源の確保
 地 適応策による熱中症予防、感染症対策
 地 フードマイレージの意識による地産地消の推進
 自 森林による土砂災害の防止、水源涵養による洪水や濁水の緩和
 自 豊かな自然による地域愛の醸成、自然景観、レクリエーションの場の提供
 資 3R促進により新たな処分場の用地確保が減少
 資 食べられるのに有効に活用されない食品をフードバンク活動により生活困窮者に提供
 安 良好な生活環境による暮らしやすいまちづくり
 安 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理による早期の復旧・復興
 など

枠内の地は地球温暖化対策、自は自然との共生、資は資源循環、安は安全・安心の確保を表す。

自然との共生

- 1 生態系ネットワークの形成
- 2 生物多様性の保全と開発・事業活動の調和
- 3 野生生物の保護と適正管理
- 4 生物多様性の主流化の取組強化



主な関連性：
 ・フロン類の排出抑制によるオゾン層保護と温室効果ガスの削減
 ・適応策による健全な水循環の維持・回復
 ・太陽光発電や風力発電の設置と生活環境保全の両立

主な関連性：
 ・リサイクルによる天然資源の使用量削減
 ・プラごみの適正処理による海洋生物の保護
 ・間伐による森林資源の活用

資源循環

- 1 地域循環圏づくりの推進
- 2 あらゆる場面での3Rの促進(食品ロス、プラごみ含む)
- 3 廃棄物の適正処理と監視体制の徹底
- 4 廃棄物処理施設の整備の促進



安全・安心の確保

- 1 良好な大気環境の保全
- 2 良好な水環境の保全
- 3 良好な土壌環境・地盤環境の保全
- 4 騒音、振動、悪臭の防止
- 5 化学物質等による環境汚染の防止
- 6 災害発生時における体制の強化
- 7 環境保全の基盤となる施策の推進



主な関連性：
 ・樹木による大気浄化、干潟や浅場による水質浄化
 ・海域の水質改善と豊かな海につながる栄養塩確保
 ・化学物質による汚染のない生物の生息・生育空間の確保

主な関連性：
 ・廃棄物の削減により、廃棄物処理に伴う環境負荷低減
 ・廃棄物の不適正処理撲滅による環境汚染の防止

行動する人づくり

- 1 環境学習の推進
- 2 自主的な環境配慮行動等の促進
- 3 SDGsの普及促進



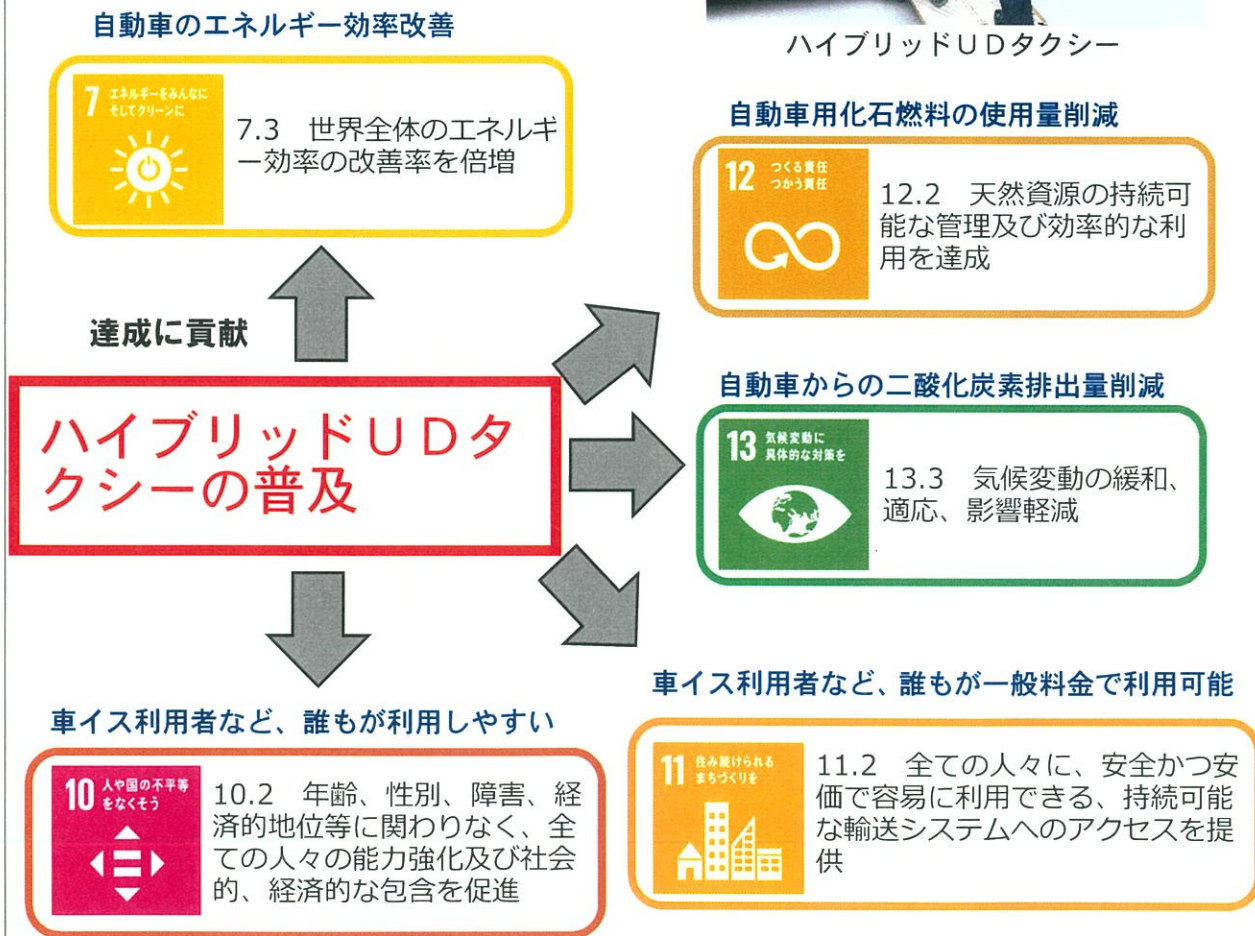
SDGsの考え方を踏まえた統合的プロジェクト（例）

ハイブリッドUD（ユニバーサルデザイン）タクシーの普及

先進環境対応自動車導入促進費補助金の対象車種に、ハイブリッド自動車のUD（ユニバーサルデザイン）タクシーを追加し、普及拡大することで、自動車からの二酸化炭素排出量を削減するとともに、車イス利用者等だれもが一般料金で安心して利用することができる。



ハイブリッドUDタクシー



※枠の中は、該当するSDGsのゴールとターゲットを表す。

あいちミティゲーションによる自然環境の保全と再生

開発に伴う自然への影響を回避、最小化、代償の順に検討し、開発区域外も含めて保全・再生を促す「あいちミティゲーション」を、「自然環境の保全と再生のガイドライン」を用いて、大規模行為届出制度の運用と合わせて、開発事業者に対して指導・推奨することで、開発区域内のみならず、区域外も含めた自然環境の保全・再生を促進する。また、生活環境や労働環境の向上、多様な主体との連携、環境学習の場の提供にも資する。

